

令和 6 年 6 月 9 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01946

研究課題名(和文) 会計不正と会計基準等による規制の有効性

研究課題名(英文) Accounting fraud and the effectiveness of regulations based on accounting standards, etc.

研究代表者

小宮山 賢 (Komiya, Satoshi)

早稲田大学・商学大学院(経営管理研究科)・教授

研究者番号：00623117

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：企業が財務諸表の意図的な虚偽の表示を行う会計不正について、1960年代から現在までどのような会計基準違反があったのかの類型を把握した。2018年から2022年の5年間に訂正有価証券報告書が提出されている会計不正事案について分析し、会計基準自体について問題があったのかを調査した。さらに、会計基準の制定や改訂が、会計不正の根絶あるいは大幅な減少に有効なのかを検討した。本研究の対象期間には、会計上の見積りに関する開示基準と収益認識に関する会計基準が適用開始されており、これらの基準が会計不正にどのように影響したかを調査した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

過去の多くの会計不正については、その後の開示制度の変更や会計基準の制定により対応されてきた。会計ビッグバンやIFRSとのコンバージェンスを通じての会計基準の細則化は、会計基準の誤用による会計不正を減少させている。IFRSとのコンバージェンスが遅れていた重要な分野のうち、会計上の見積りと収益認識は2021年と2022年に基準が新設・適用された。新基準の適用により、新たに会計不正が露見することはないが、企業が詳細な新基準を考慮して自主的に厳格なルールを定めることにより、結果的に会計不正の発生の機会が減少する効果があることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：I identified the types of accounting fraud that have occurred from the 1960s to the present, in which companies intentionally misrepresent their financial statements. I analyzed accounting fraud cases for which amended securities reports were submitted over the five-year period from 2018 to 2022, and investigated whether there were problems with the accounting standards themselves. In addition, I examined whether the establishment or revision of accounting standards is effective in eradicating or significantly reducing accounting fraud. During the period covered by this study, disclosure standards for accounting estimates and accounting standards for revenue recognition began to be applied, and I investigated how these standards affected accounting fraud.

研究分野：会計学

キーワード：会計不正 会計基準 IFRS 訂正有価証券報告書 収益認識会計基準 会計上の見積り 新型コロナウイルス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

会計不正とは、企業が意図的に不正な会計処理を行い、その結果、財務諸表の意図的な虚偽の表示を行うことをいう。不正会計、不正経理、あるいは粉飾決算といった用語もほぼ同義に用いられる。最近の会計不正の事例については、証券取引等監視委員会から「金融商品取引法における課徴金事例集（平成29年から、開示検査事例集）」、東京商工リサーチから「不適切な会計・経理の開示企業調査」が毎年公表されてきた。公開企業において会計不正が発覚すると、第三者調査委員会や社内調査委員会が設置され、その報告書が公表されることが多くなってきたが、法律の専門家の関与度が高いため、会計不正を行うに至った背景や原因と、関係者の責任の明確化が中心となる。このため、会計不正が、財務諸表の作成において従うべき会計基準等のどの部分が違反するのかが明確とならないまま事案の処理が進行していくことになりやすかった。

2001年以後はいわゆる会計ビッグバンによる会計基準とその後の国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスによる会計基準の制定により、会計基準自体は複雑化しており、会計基準違反の箇所の見極めも難しい場合があり、それが事案の分析を難しくしていることもある。さらに、コンバージェンスが、すべての会計上の論点について同時並行的に進行するわけではないため、コンバージェンスの進んでいない分野について、会計不正が多発するという可能性も考えられた。

### 2. 研究の目的

本研究では、実際の会計不正の事案について、どのような会計基準等の違反が存在するのかを分析し、会計不正の事案の根絶あるいは大幅な減少のために、基準の設定・改訂等の会計基準設定のサイドから行う規制がどのように可能でかつ望ましいのかという課題を探索した。

多くの会計不正事案の研究も、第三者又は社内調査委員会の報告書の記述を中心に事案が整理されるため、会計基準違反の具体的な内容が明確でない。そこで、会計不正事案の分析を行い、会計基準自体に問題があったのかどうか、また、会計基準の制定・改訂による規制が、会計不正の事案の根絶あるいは大幅な減少に有効なのかを検討することを目的とした。

### 3. 研究の方法

会計不正の問題の歴史は古いため、文献研究により、わが国の会計ビッグバン以前の重要な会計不正の事例について、具体的にどのような会計基準違反があったのかを、大まかにその類型を把握した。さらに会計基準自体に不備があったと思われる場合には、その後どのように会計基準の整備に反映されていったかを配慮しつつ整理した。

2001年の会計ビッグバン以後は、基準の細則化が進み会計基準違反の分析が比較的容易と想定し、会計不正事例を、主として有価証券報告書の訂正事例、適時開示の倒産事例等から抽出した。その後、主として有価証券報告書の訂正前後の比較、訂正事由の分析から、どのような会計基準違反が生じていたかを具体的な分析を試みた。具体的な会計基準違反の類型は、少なくとも、明らかな特定の会計基準への違反、会計基準の具体的な適用指針の不明確さに起因するもの、会計基準の具体的な適用結果に幅が生じやすい科目（例えば、引当金）、会計基準が未開発の科目、単に取引の実在性に疑念があるといったいくつかの類型が含まれると想定していた。また、分析においては、有価証券報告書の訂正前後の比較以外に、補助的に第三者委員会または社内調査委員会の調査報告書における判断等も、必要に応じて参照した。

同じ類型の会計不正が多数生じている領域については、その後に会計基準の開発・改訂が適時に行われているかについても留意した。

本研究は、結果として平成 30 年度（2018 年）から令和 5 年度（2023 年）の 6 年間で補助事業期間となったため、この期間には 2020 年春以後の新型コロナウイルスの感染拡大期が含まれる。新型コロナウイルスの感染拡大は、企業の経済環境や社会環境の変化による会計不正問題の内容変化を生じさせたため、分析を新型コロナウイルスの感染拡大の前後に分けて、分析した。

#### 4．研究の成果

（1）会計不正は、わが国では、古くは昭和 40 年代に多発した粉飾事件（例えば、日本特殊鋼、サンウェーブ工業、日本繊維工業、山陽特殊製鋼の倒産事件）が有名である。これらの粉飾事件は連結財務諸表の作成が要求されていなかった時代に、子会社を利用して、例えば、架空売上の計上や棚卸資産の過大評価等を行ったもので、その後の連結財務諸表の開示制度の導入や監査基準の大幅改訂へと繋がっている。連結財務諸表については、当初形式基準（議決権の過半数所有基準）のみによって子会社を判定していたため、連結逃れの事例も生じ、1997 年に実質支配力基準による子会社の判定ルールに改訂された。1990 年代の後半には、バブル崩壊に伴う金融機関やノンバンク等の破綻事例が増加し、その後の金融機関の資産（特に貸出金）の自己査定ルールの導入や貸倒引当金の計上基準の厳格化に繋がっている。これらは、その後に会計基準等の改訂や新設により、会計不正への対処が行われたといえるものである。

（2）会計不正が繰り返し発生してきた類型として、循環取引（典型的には、帳簿上だけで在庫を動かさずに A 社 B 社 C 社 D 社と薄利をのせて販売し最後に A 社に戻ってくる取引）や架空売上の事例は、過去 30 年ほどを見ても繰り返し報道された。比較的規模の大きな企業に見られた会計不正の類型に、工事進行基準を適用している場合で、赤字工事の隠蔽や、工事進捗の見積が不適切なまま収益が計上されている事例がある。これらについては、会計基準での対応が適時には行われてこなかった。また、経営破綻あるいは業績が極度に悪化した企業でしばしば見られる会計不正事例に、固定資産の減損損失の不計上や繰延税金資産の過大計上があり、これらは会計基準の細則化が進んだ会計ビッグバン以後に発生した事例である。

（3）2018 年と 2019 年の有価証券報告書の訂正事例の分析では、訂正を行った業種に偏りがあった。訂正を行った企業では、通常の物品の販売や役務の提供が事業の場合と異なり、その事業の内容から、収益（売上高）の計上基準がどのようなものかが、直ちに思い浮かばない、あるいは確立された収益の認識基準がないと思われるものが多かった。また、訂正事例で目立つものに、滞留在庫の棚卸資産の評価について、売却等により回収できる額が取得原価を下回っている場合に回収可能額まで評価減するというルールが守られていない事例があった。

（4）新型コロナウイルスの感染拡大下にあった 2020 年から 2022 年までの有価証券報告書の訂正事例の分析では、件数自体は 2019 年以前と比べ減少傾向が見られた。ただし、その中でも件数が最も多かったのは、売上収益に関する会計不正であった。新型コロナウイルスの感染拡大により、売上収益に大きな影響が出始めた業種として、飲食業、旅館ホテル業、旅行業、空運業、映画興行業（対面型の営業を行う典型業種）があるが、これらの中に、2020 年後半から、業績の悪化を避けるために意図的に行った収益認識に関する会計不正が発覚する事例が生じていた。また、国の施策として、新型コロナウイルスの影響を受けた業種に対して、協力金、給付金、助成金といった名目で支払が行われたが、これらを不正に請求あるいは收受するような事例も出てきたが、これらは、後に返納が要求されており、会計不正というより経済犯罪に近いものと思われる。

（5）分析対象とした 3 年間の間に、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（2021 年 3 月期から）と、「収益認識に関する会計基準」（2022 年 3 月期から）という最近 10 年ではかなり重

要と位置づけられる基準が適用開始された。前者は、例えば、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性について、計上された見積金額だけでは財務諸表の利用者の理解が困難であった点の情報を拡充するものである。また、収益認識に関する会計基準は、長い間実現主義の原則だけで詳細な適用ルールがなく、収益に計上すべきか否かの境界がグレーな取引も存在していた売上収益について、国際財務報告基準（IFRS）を採り入れて詳細なルールを定めたものである。これらはIFRSとのコンバージェンスが遅れていた分野の会計基準である。これらの新基準の適用により、これまで認識されていなかった会計不正が直ちに顕在化するのではないかという見方もあるが、会計不正の発生が新会計基準の適用開始と直接に結びつくような事例はなかった。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業績悪化に対応して、固定資産（設備）の減損処理を適時に行う事例が増加した。収益認識に関する会計基準の適用に関する財務諸表の注記（特に、前期までの計上基準からの変更点の記述）からは、グレーな面がある（ただしルール違反ではない）会計処理を採用していた企業が、より厳格な会計処理の方法に変更している事例が多く見られた。つまり、厳格なルールを定めることにより、直ちに会計不正が顕在化するのではなく、企業が自主的に厳格な会計処理に変更していくことにより、結果的に会計不正の発生の機会が減少するというのが詳細かつ厳格な新基準の効果と考えられる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小宮山 賢	4. 巻 53/54
2. 論文標題 新型コロナウイルスパンデミック下の会計不正の傾向	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 早稲田国際経営研究	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小宮山 賢	4. 巻 59
2. 論文標題 リース会計基準の改訂動向	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 証券アナリストジャーナル	6. 最初と最後の頁 51-56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小宮山 賢	4. 巻 第51号
2. 論文標題 会計不正と会計基準－訂正有価証券報告書の分析から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田国際経営研究	6. 最初と最後の頁 15-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小宮山 賢	4. 巻 57-2
2. 論文標題 金融商品会計基準の改正をめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 証券アナリストジャーナル	6. 最初と最後の頁 51-56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小宮山 賢	4. 巻 73-11
2. 論文標題 リースの識別とリース期間	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 14-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小宮山 賢	4. 巻 60-1
2. 論文標題 解題 「会計上の見積りの開示」をどのように活用するか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 証券アナリストジャーナル	6. 最初と最後の頁 4-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 小宮山賢
2. 発表標題 会計不祥事 (会計不正) の今昔
3. 学会等名 みなと区民大学講座
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------